

当病棟は、厚生労働省の定める施設基準に基づき、地域包括ケア病棟入院料1（看護配置基準13：1）を届け出ている病棟です。

■ 看護配置基準

当病棟では、**入院患者13名に対し看護職員1名以上**を配置しています。この看護配置は、1日平均で算定されており、勤務時間帯・曜日等により配置人数が異なる場合があります。

■ 地域包括ケア病棟の機能・役割

当病棟は、急性期治療後の患者さまに対し、以下を目的として入院医療を提供しています。

- ・在宅復帰または施設復帰に向けた支援
- ・必要な医療管理およびリハビリテーションの実施
- ・退院支援・地域連携の推進

■ 入院期間

地域包括ケア病棟の入院期間は、**原則として60日以内**です。※病状や支援内容により、入院期間が異なる場合があります。

■ 算定する入院料について

- ・当病棟では、**地域包括ケア病棟入院料1**を算定しています。
- ・医療費の自己負担額は、保険の負担割合に応じて異なります。

※本掲示は、診療報酬に関する施設基準の周知を目的としています。※ご不明な点がございましたら、病棟スタッフまでお尋ねください。